

令和 7 年度 千葉県下水道協会 排水設備工事責任技術者 再登録案内

この申請の対象者は、千葉県下水道協会から「排水設備工事責任技術者証」の交付を受けている方で、登録更新が完了していないため資格を喪失している方です。

対象となるのは、排水設備工事責任技術者証（プラスチックカード）に記載された有効期限が次の方です。

2021 年 3 月 31 日、2022 年 3 月 31 日、2023 年 3 月 31 日、2024 年 3 月 31 日（2021 年以前の場合は、対象となりません。）資格の再登録を希望する方は、下記により申請して下さい。

再登録の申請をしても更新申請及び更新講習が完了しない場合は、資格が得られませんので御注意下さい。

【排水設備工事責任技術者証】

更新申請及び更新講習が完了した方には、「排水設備工事責任技術者証」を交付いたします。

但し、技術者証の有効期限は、本来の 5 年更新の有効期限の残任期間となりますのでご承知置き下さい。

なお、プラスチックカードは、一括作成しますので、申請時期によって交付が翌年度になります。

その場合は、「排水設備工事責任技術者証（プラスチックカード）」交付までの間有効な「仮排水設備工事責任技術者証（紙カード）」を交付します。

【有効期限が 2025 年の場合】

有効期限が 2025 年 3 月 31 日の方は、ホームページの「排水設備工事責任技術者登録更新の延期について」をご覧ください。

◎千葉県下水道協会のホームページは、千葉市役所のホームページの「建設局下水道企画部下水道経営課」→「千葉県下水道協会事務局からのお知らせ」のサイトへ移行しました。

<http://www.city.chiba.jp/kensetsu/gesuidokikaku/keiei/>

1 更新講習の実施方法の変更について

（現在の実施方法）登録更新申請者が千葉市民会館大ホールで「更新講習会」を受講しています。

↓
当日会場で「排水設備工事責任技術者証」を交付しています。

（令和 7 年度からの実施方法）

「更新講習会」は開催しません。

登録更新申請書類と併せて講習用テキストと関連問題を送付します。

YouTube に接続して「更新講習動画」を各自聴講し、問題に解答して登録更新申請書類と解答と一緒に事務局へ郵送します。（YouTube の配信期間は制限があります。終了している場合は講習用テキストにて講習して下さい。）

申請者の「排水設備工事責任技術者証」を一括作成後にレターパックで郵送します。

2 再登録申請書類の提出

次の①～③を事務局へ提出（郵送）して下さい。

②の送付先に更新申請・講習資料等が届きましたら各自講習を実施して、問題の解答と申請書類一式を事務局宛に提出（郵送）して下さい。

- ①排水設備工事責任技術者再登録の「理由書」
- ②「登録更新申請・講習資料等」送付宛名ラベル
- ③「仮排水設備工事責任技術者証」送付宛名ラベル

3 講習延期の受付期間

令和 8 年 1 月 3 1 日（土）（当日消印有効）までとさせていただきます。

4 注意事項

- (1) やむを得ない再登録の「理由書」が提出できない場合は、事務局まで御連絡下さい。
- (2) 郵送受付期限を過ぎた場合や、提出書類及び写真に不備・不足等がある場合は、登録手続きが完了せず、技術者証が交付できない場合があります。
- (3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当する場合は、事務局へご連絡下さい。

5 書類提出先

○郵便料金

定形 50 g 以内 110 円
 定形外 50 g 以内 140 円
 定形外 100 g 以内 180 円

切り取って宛名ラベルとしてご使用ください→

260-8722

千葉市中央区千葉港 1 - 1

千葉市役所 下水道経営課内

千葉県下水道協会事務局 行
(排水設備工事責任技術者再登録理由書 件在中)
電話番号 043(245)6112

6 問い合わせ先

千葉県下水道協会事務局

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1

千葉市建設局下水道企画部下水道経営課内

TEL. 043-245-6112 URL <http://www.jswa-chiba.jp/>

〈利用目的〉

本協会が取得した排水設備工事責任技術者の個人情報とは、以下の目的にのみ使用します。

- 排水設備工事責任技術者の登録管理及び責任技術者証の交付に関すること
- 排水設備工事責任技術者の資格の更新に関すること
- 市町村等における排水設備工事業務に関すること